

第1章 令和3・4年度名簿からの変更点について

1. 共通書類の一部提出省略について

共通書類において、令和3・4年度名簿の登録内容から変更や更新がない場合、以下の書類の提出を省略可とします。

履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し

提出省略可	提出必要
<ul style="list-style-type: none"> 更新申請日現在の令和3・4年度名簿の登録内容（商号、代表者氏名、本店所在地等）から変更がない場合 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5・6年度名簿の更新申請日現在、令和3・4年度名簿において変更申請中（ステータスが「受付済」）の場合 令和2年以降、会社更生法又は民事再生法の申し立てを行った場合 県の個別書類（様式D-2-6又は様式D-2-7）

建設業許可関係（建設業許可通知書又は許可証明書、建設業許可申請書（様式第1号）、営業所一覧表（別紙二）の写し）

提出省略可	提出必要
<ul style="list-style-type: none"> 更新申請日現在の令和3・4年度名簿の登録内容（商号、代表者、本店所在地、申請事業所の名称・所在地、申請業種等）から変更がない場合 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業許可の更新、変更、廃止があった場合 令和5・6年度名簿の更新申請日現在、建設業許可の更新申請中の場合（更新前の許可通知書（証明書）と更新申請書を提出） 各自治体の個別書類（別冊2を参照）

従たる営業所で申請する場合は、登録内容に変更のない場合でも令3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）を必ず提出してください。

建設工事関係の資格情報（手引10～12ページ参照）

ア 電気工事業開始届等の「届出受理通知書」等

提出省略可	提出必要
<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県が申請窓口の場合で、更新申請日現在の令和3・4年度名簿の登録内容から変更がない場合 	<ul style="list-style-type: none"> 電気工事業開始届等の変更、廃止があった場合 加須市・久喜市・日高市・吉見町にのみ営業所がある場合 埼玉県知事以外が発行した通知書等の場合 さいたま市の個別書類（別冊2を参照）

イ 浄化槽工事届出書の写し

提出省略可	提出必要
<ul style="list-style-type: none"> 更新申請日現在の令和3・4年度名簿の登録内容から変更がない場合 	<ul style="list-style-type: none"> 届出内容を変更、更新、追加、廃止した場合 申請事業所を変更する場合

設計・調査・測量業務関係（手引12～13ページ参照）

ア 測量業者・地質調査業者・補償コンサルタント・建設コンサルタントの登録通知の写し

提出省略可	提出必要
<ul style="list-style-type: none"> 更新申請日現在の令和3・4年度名簿の登録内容から変更がない場合 	<ul style="list-style-type: none"> 登録を変更、更新、追加、廃止した場合 申請事業所を変更する場合（測量）

イ 計量証明事業登録証の写し

提出省略可	提出必要
<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県知事登録の事業所で、更新申請日現在の令和3・4年度名簿の登録内容から変更がない場合 	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県知事登録以外の事業所の場合 埼玉県知事登録の事業所で、令和5・6年度名簿の資格情報を新規・追加入力する場合 資格情報にある計量証明事業を廃止した場合